

令和4年竹田市農業委員会第4回総会議事録

1. 日 時 令和4年4月6日(水) 午後2時25分～午後3時15分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀 12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤俊郎、次長：堀貴美子、管理係長：佐藤正子、農地係：河崎凌央
農政課職員
農政課主幹：井出 剛、農業振興係長：志賀直樹

6. 議事

議案第21号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・14件
議案第22号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・9件
議案第23号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・39件
議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・11件
議案第25号 非農地証明について・・・・・・・・・・6件
議案第26号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について・・・・・・・・・・3件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で定足数に達しています。

議長

ただいまから、令和4年竹田市農業委員会第4回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、7番首藤徳子委員、8番工藤一美委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第10号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、6件ありましたので報告します。

なお、1番から6番の案件は、議案第21号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認に関連し、合意解約するものです。

続いて、報告第11号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が、8件ありましたので報告します。

なお、5番の案件は、議案第21号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認に関連し、合意解約するものです。

続いて、報告第12号について報告を申し上げます。農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、1件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第21号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 14件

議案第22号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について 9件

議案第23号 農用地利用集積計画の承認について 39件

議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 11件

議案第25号 非農地証明について 6件

議案第26号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 3件

以上、82案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第21号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第21号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番、5番から7番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。2番の案件は、9年9か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。3番、4番、8番から10番、12番から14番の案件は、9年8か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。11番の案件は、9年1か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第21号について、担当課から説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第21号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第22号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について を議題といたします。

議長

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第22号の農用地利用配分計画案は、先程議案第21号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第22号の1番の借り手は、〇〇〇〇です。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

6番の借り手は、〇〇〇〇です。

7番から9番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

いずれも選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

議長

只今、議案第22号について、担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

2番 山村徹委員

4番の借り手の代表者が亡くなりましたが、名義はそのままでもいいですか。

農政課

代表取締役の変更手続きをしていますので問題ありません。

2番 山村徹委員

わかりました。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第22号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第22号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで、休憩いたします。農政課は退席してください。ありがとうございました。

(14時36分)

議長

再開いたします。

議長

議案第23号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議長

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。1年間の賃貸借、再設定です。

3番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、新規設定です。労力3人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。6年間の賃貸借、新規設定です。

5番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力1人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

6番・7番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、新規設定です。

8番・9番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の使用貸借、新規設定です。労力2人、野菜中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

10番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。6年間の賃貸借、再設定です。

11番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

12番から20番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。17番は5年間の賃貸借、新規設定です。12番から16番、18番から20番は再設定です。

21番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。

22番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、新規設定です。

23番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。4年間の賃貸借、再設定です。

24番の借り手は、〇〇〇〇です。5年9か月間の賃貸借、再設定です。労力3人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

25番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

26番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

27番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。

28番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

29番・30番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

31番から33番、35番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。31番、33番は5年間の賃貸借、再設定、32番、35番は5年間の賃貸借、新規設定です。

34番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。1年間の賃貸借、再設定です。

36番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年11か月間の賃貸借、新規設定です。

37番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

38番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

39番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。

全ての案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第23号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第24号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に、1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第24号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字片ヶ瀬字影ノ木平〇〇〇〇番、畑1筆、面積892平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、892平方メートルですが、農用地区域外の農地の取得であり、下限面積要件を充たします。

議長

4番和田京子委員に、調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

議案第24号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。この方は新規就農で何年か前竹田に来て片ヶ瀬に移住しています。農機具は持っていませんが近くの方の協力を得て作業しています。音楽関係の仕事をしているそうです。今回の申請は前の所有者が家のすぐ前にカボス畑を所有していて、今回、所有権移転のため申請したものです。周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第24号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字植木字政所〇〇〇〇番外2筆、田2筆、畑1筆、合計面積1,332平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、4,207平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

議案第24号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第24号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字穴井迫字ウト〇〇〇〇番外2筆、畑3筆、合計面積798平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は4,479平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

9番本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第24号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、耕うん機1台・管理機2台を所有しており、宅地に隣接する農地の取得を計画したものです。野菜中心の栽培を計画しており、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第24号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字穴井迫字ナカシマ〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積416平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、14,948.31平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長 9番本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子

議案第24号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は所有しておらず、法人に農作業を委託するそうです。農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第24号の5番の案件は、親族間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字上畑字田口〇〇〇〇番、田1筆、面積2,618平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、15,899平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

3番長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

議案第24号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台を所有していますが、法人が農作業を受託しているそうです。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、6番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第24号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町恵良原字恵良〇〇〇〇番、畑1筆、面積52平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、8,384平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

議案第24号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、耕うん機1台を所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、7番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第24号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町瓜作字入佐〇〇〇〇番、畑1筆、面積829平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、11,199平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長 2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

議案第24号の7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター3台・コンバイン1台・田植機2台・耕うん機3台を所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、8番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第24号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字片地〇〇〇〇番、畑1筆、面積976平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、20,145平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第24号の8番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台を所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、9番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第24号の9番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字太田〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積4,112平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、13,562平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第24号の9番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、10番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第24号の10番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字石倉〇〇〇〇番、畑1筆、面積1,025平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、8,133平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第24号の10番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター2台を所有しており、野菜・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、11番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第24号の11番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字上田北字二又〇〇〇〇番外1筆、田1筆畑1筆、合計面積2,058平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、8,346平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

議案第24号の11番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター4台を所有しており、畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第24号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第24号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第25号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第25号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字飛田川字瓜尾〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積218平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、急傾斜であり耕作をすることができないため、平成元年頃ヒノキを植林し、現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第25号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字岩本字岩本〇〇〇〇番外1筆、登記地目田2筆、面積126平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、昭和48年2月2日付けで転用許可が出ていましたが地目変更登記をしていませんでした。現況は〇〇〇〇番は宅地の一部、

〇〇〇〇番は進入路の一部となっています。顛末書が添付されています。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は宅地と進入路の一部となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第25号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字神原字木ノ元〇〇〇〇番外1筆、登記地目畑2筆、面積2,392平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、獣害がひどいため農地としての管理ができなくなり平成2年に杉を植林し、現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第25号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇成年後見人〇〇〇〇が〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市久住町大字添ヶ津留字太田〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積11,017平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、平成11年12月24日付けで転用許可を受け植林したが、地目変更登記をしていませんでした。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われま

す。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、5番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第25号の5番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市直入町大字長湯字石倉〇〇〇〇番外8筆、登記地目畑9筆、面積16、956平方メートルの非農地申請をしたものです。〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番は、亡き父が昭和44年頃から鶏舎を建て現況は農業用施設用地になっています。〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番はクヌギを植林し現況は山林となっています。〇〇〇〇番は雑種地に、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番は原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

委員

5番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は農業用施設用地、山林、雑種地、原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われま

す。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、6番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第25号の6番の案件は、申請者〇〇〇〇氏の所有する、申請地竹田市直入町大字下田北字庄司〇〇〇〇番、登記地目田1筆、面積2,968平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、獣害がひどいため平成元年頃から農地として管理できなくなり、現況は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

6番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われま

す。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第25号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第25号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第25号非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第26号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第26号の1の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字挾田字日久〇〇〇〇番外3筆、田4筆、合計面積2,759平方メートルを、植林する計画の農地です。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えま

す。

議長

続いて、1の2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第26号の1の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字平田字尾坪〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積1,891平方メートルを、植林する計画の農地です。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて、1の3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第26号の1の3番の案件は、申請者〇〇〇〇氏が、申請地竹田市直入町大字上田北字高岩〇〇〇〇番外3筆、田4筆、合計面積4,924平方メートルを、植林する計画の農地です。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第26号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第26号について、農業振興地域整備計画の変更にご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年竹田市農業委員会第4回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(15時15分)

令和4年4月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....